



平成 29 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 P L A N T
代表者名 代表取締役社長 三ッ田 佳史
(コード：7646、東証第一部)
問合せ先 専務取締役社長室長
兼管理本部長 松田 恭和
(TEL. 0776-72-0300)

固定資産の譲渡等および特別利益の計上に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、固定資産の譲渡等を決議し、建物売買等に関する契約等を締結いたしましたので、お知らせいたします。

1. 譲渡等の理由

当社 SUPER CENTER PLANT-4 大熊店は、東日本大震災に伴い、平成 23 年 3 月 11 日より営業を休止していた店舗ですが、今般、環境省より当該店舗が所在する地域に中間貯蔵施設が建設されることに伴い、建物、構築物等すべての資産を譲渡してほしいとの要請を受け、同省との間で建物売買等に関する契約書を締結することといたしました。

2. 譲渡資産の内容

資産の名称及び所在地	譲渡価額※1	帳簿価額※2	譲渡益	現況
SUPER CENTER PLANT-4 大熊店 福島県双葉郡大熊町	—	0円	—	東日本大震災による 被害を受けた状態

※1 建物補償金、工作物補償金、借地権の権利消滅に伴う補償金、移転補償金等を合わせて、下記相手先より損失補償金として 2,786 百万円を受け取る予定です。

※2 過年度に減損処理をしております。

3. 相手先の概要

国 (環境省福島地方環境事務所)

4. 譲渡等の日程

(1) 取締役会決議日	平成 29 年 10 月 27 日
(2) 契約締結日	平成 29 年 10 月 27 日
(3) 物件引渡期日	平成 29 年 11 月上旬 (予定)

5. その他

国より損失補償金として 2,786 百万円を受け取る他、大熊町より大熊町中間貯蔵施設に関する地権者支援事業給付金として 56 百万円を受け取る予定です。

6. 今後の見通し

本件譲渡等に伴い、今期平成 30 年 9 月期第 1 四半期に、国からの損失補償金等 2,786 百万円、大熊町からの給付金 56 百万円並びに環境省との契約に伴い、当社は同店舗の取り壊し義務がなくなるため、現在負債勘定に計上している資産除去債務 160 百万円の戻し入れと合わせて、特別利益 3,003 百万円を計上する予定です。なお、業績への影響については、本日公表しました平成 30 年 9 月期業績予想において織り込み済みです。また、本件事案により、営業を休止しておりました大熊店の営業再開を断念し、閉店を決定いたしました。

以 上